

第十六号議案

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその他の」を「その他」に改める。

第二条第三項中「十二万三千円」を「十二万九千八百円」に改める。

第三条第二項中「。以下「区長等の給与条例」という。」を削る。

第四条の見出し中「その他の」を「その他」に改める。

第五条第一項中「旅費の支給方法は、区長等の給与条例の適用を受けるものを「地域手当の支給方法並びに通勤手当の額、支給条件及び支給方法その他支給に関して、職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号）の適用を受ける職員の例による。

第五条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 地域手当の額は、第二条第一項各号に規定する給料の月額に百分の十三を乗じて得た額とする。

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に百分の百六十三を乗じて得た額とし、その支給方法及び支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受け

る職員の例による。

一 第二条第一項各号に規定する給料の月額に地域手当の月額を加えた額

二 前号の額に百分の二十を乗じて得た額

三 第二条第一項各号に規定する給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

議員のうちから選任された監査委員の報酬額及び常勤の監査委員の期末手当の年間支給月数を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。